

第四章 医療法人

(医療法人)

第三九条 病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする社団又は財団は、この法律の規定により、これを法人とすることが出来る。

2 前項の規定による法人は、医療法人と称する。

* 「法人」は民法第三三三 民法等の準用 法六八 医療法人台帳 令五の六、規則三八

(名称の使用制限)

第四〇条 医療法人でない者は、その名称中に、医療法人という文字を用いてはならない。

* 罰則 法七七

(施設又は資金)

第四一条 医療法人は、その業務を行うに必要な資産を有しなければならない。

2 前項の資産に関し必要な事項は、医療法人の開設する医療機関の規模等に応じ、厚生労働省令で定める。

* 二項の「厚生労働省令」は規則三〇の三四

(業務の範囲)

第四二条 医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことが出来る。

一 医療関係者の養成又は再教育

二 医学又は歯学に関する研究所の設置

三 第三十九条第一項に規定する診療所以外の診療所の開設

四 疾病予防のために有酸素運動(継続的に酸素を採取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のために行う身体の運動をいう。次号において同じ。)を行わせる施設であつて、診療所が附属され、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するもの設置

五 疾病予防のために温泉を利用させる施設であつて、有酸素運動を行う場所を有し、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するもの設置

六 前各号に掲げるもののほか、保健衛生に関する業務

七 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十条第三項第二号から第六号までに掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの又は同項第七号に掲げる事業の実施

2 医療法人のうち、次に掲げる要件に該当するもの(以下「特別医療法人」という。)は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、その収益を当該特別医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に充てることを目的として、厚生労働大臣が定める業務を行うことが出来る。

一 役員のうちには、各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の二分の一を超えて含まれることがないことその他公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。

二 定款又は寄附行為において解散時の残余財産を國、地方公共団体又は厚生労働省令で定める者に帰属させる旨を定めていること。

3 前項に規定する厚生労働大臣が定める業務(第六十四条の二において「収益業務」という。)に関する会計は、当該特別医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務及び第一項各号に掲げる業務に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

* 一 項四・五号の「厚生労働大臣の定める基準」は平四厚省一八六(医療法第四十二條第一項第四号及び第五号に規定する施設の職員、設備及び運営方法に関する基準) 七号の「厚生労働大臣が定めるもの」は平一〇厚省一五(厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業) 二項本文の「厚生労働大臣が定める業務」は平一〇厚省一〇八(厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる収益業務) 一号の「厚生労働省令」は規則三〇の三五 二号の「厚生労働省令」は規則三〇の三五 二

「定款」は民三七・三八「寄附行為」は民三九

(登記)

第四三条 医療法人は、政令の定めるところにより、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転、その他登記事項の変更、解散、合併、清算人の就任又はその変更及び清算の終了の各場合に、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することはできない。

3 登記所は、医療法人に関して登記をしたときは、その登記した事項を遅滞なく公告しなければならない。

* 一 項の「政令」は昭三九政令二九(組合等登記令「登記」の届出 令五の七 罰則 法七六一 (設立認可)

第四四条 医療法人は、都道府県知事の認可を受けなければ、これを設立することができない。

2 医療法人を設立しようとする者は、定款又は寄附行為をもつて、少なくとも次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 その開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の名称及び開設場所
- 四 事務所の所在地
- 五 資産及び会計に関する規定
- 六 役員に関する規定
- 七 社団たる医療法人にあつては、社員たる資格の得喪に関する規定
- 八 解散に関する規定
- 九 定款又は寄附行為の変更に関する規定
- 十 公告の方法

(設立認可基準)

第四五条 都道府県知事は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合には、当該申請にかかる医療法人の資産が第四十一条の要件に該当しているかどうか及びその定款又は寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうかを審査した上で、その認可を決定しなければならない。

2 都道府県知事は、前条第一項の規定による認可をし、又は認可をしない処分をするに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

(医療法人の成立)

第四六条 医療法人は、その主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより設立の登記をすることによつて、成立する。

* 「政令」は昭三九政令二九(組合等登記令) 「設立の登記」は民四五 「登記」の届出 令五の七

(役員)

第四六条の二 医療法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。ただし、理事については、都道府県知事の認可を受けた場合は、一人又は二人の理事を置くをもつて足りる。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、医療法人の役員となることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 この法律、医師法、歯科医師法その他医事に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 三 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

* 「理事」は民五二・五六 「監事」は民五八・五九 「認可」の申請 規則三二の二・三六 「役員」の届出 令五の八

(理事長)

第四六条之三 医療法人(次項に規定する医療法人を除く)の理事のうち一人は、理事長とし、定款又は寄附行為の定めるところにより、医師又は歯科医師である理事のうちから選出する。ただし、都道府県知事の認可を受けた場合は、医師又は歯科医師でない理事のうちから選出することができる。

2 前条第一項ただし書の規定に基づき都道府県知事の認可を受けて一人の理事を置く医療法人にあつては、この章(第四項を除く)の規定の適用については、当該理事を理事長とみなす。

3 理事長は、医療法人を代表し、その業務を総理する。
4 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、定款又は寄附行為の定めるところにより、他の理事が、その職務を代理し、又はその職務を行う。

*「認可」の申請規則三二の三・三六
(管理する理事)
第四七条 医療法人は、その開設するすべての病院、診療所又は介護老人保健施設の管理を理事に加えなければならない。ただし、医療法人が病院、診療所又は介護老人保健施設を二以上開設する場合において、都道府県知事の認可を受けたときは、管理者の一部を理事に加えないことができる。

2 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事長の職を失ふものとする。
*「認可」の申請規則三二の四・三六
(監事の兼職制限)
第四八条 監事は、理事又は医療法人の職員(当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者その他の職員を含む)を兼ねてはならない。

(理事の補充)
第四九条 理事のうち、その定数の五分の一をこえるものが欠けたときは、一月以内にこれを補充しなければならない。

(定款又は寄附行為の変更)
第五〇条 定款又は寄附行為の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く)は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 都道府県知事は、前項の規定による認可の申請があつた場合には、第四十五条に規定する事項及び定款又は寄附行為の変更の手続が法令又は定款若しくは寄附行為に違反していないかどうかを審査した上で、その認可を決定しなければならない。

3 医療法人は、第一項の厚生労働省令で定める事項に係る定款又は寄附行為の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

*「認可」の申請規則三二の二
「変更」民三八 「認可」の申請規則三二・三六 罰則法七六の二
(決算の届出)
第五一条 医療法人は、毎会計年度の終了後二月以内に、決算を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定により届け出るべき事項の細目及び届出の手続は、厚生労働省令で定める。
*二項の「厚生労働省令」規則三三・三六
「会計年度」法五三 罰則法七六の二
(書類の整備、閲覧)
第五二条 医療法人は、毎会計年度終了後二月以内に、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作り、常にこれを各事務所に備えて置かなければならない。

2 医療法人の債権者は、医療法人の執行時間内はいつでも、前項の書類の閲覧を求めることができる。
*罰則法七六の二
(会計年度)
第五三条 医療法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。ただし、定款又は寄附行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(剰余金の配当の禁止)
第五四条 医療法人は、剰余金の配当をしてはならない。
*罰則法七六の三
(解散)
第五五条 社団たる医療法人は、左の事由によつて解散する。

一 定款をもつて定めた解散事由の発生
二 目的たる業務の成功の不能
三 総会の決議
四 他の医療法人との合併
五 社員の欠亡
六 破産
七 設立認可の取消

2 財団たる医療法人は、左の事由によつて解散する。
一 寄附行為をもつて定めた解散事由の発生
二 前項第二号、第四号、第六号又は第七号に掲げる事由

3 第一項第二号又は第三号に掲げる事由による解散は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。
4 都道府県知事は、前項の認可をし、又は認可をしない処分をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

5 清算人は、第一項第一号若しくは第五号又は第二項第一号に掲げる事由によつて医療法人が解散した場合においては、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
*「合併」法五七 「設立認可の取消」法六五・六六 「認可」の申請規則三四・三六 「認可」をしない場合の弁明の機会付与等」法六七
(残余財産の帰属処分)
第五六条 解散した医療法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除くほか、定款又は寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 社団たる医療法人の財産で、前項の規定により処分されないものは、清算人が都道府県知事の認可を受けて他の医療事業を行う者にこれを帰属させる。
4 前二項の規定により処分されない財産は、國庫に帰属する。

(合併)
第五七条 社団たる医療法人は、総社員の同意があるときは、他の社団たる医療法人と合併することができる。

2 財団たる医療法人は、寄附行為に合併することができる旨の定がある場合に限り、他の財団たる医療法人と合併することができる。

3 財団たる医療法人が合併するには、理事の三分の二以上の同意がなければならない。但し、寄附行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。

4 合併は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

5 第五十五条第四項の規定は、前項の認可について準用する。
*「認可」の申請規則三五・三六 「認可」をしない場合の弁明の機会付与等」法六七
(財産目録、貸借対照表の作成)
第五八条 医療法人は、前条第四項に規定する都道府県知事の認可があつたときは、その認可の通知があつた日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。
*罰則法七六の四
(債権者の保護)
第五九条 医療法人は、前条の期間内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べべき旨を公告し、且つ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。但し、その期間は、二月を下ることができない。

2 債権者が前項の期間内に合併に対して異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。
3 債権者が異議を述べたときは、医療法人は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併してもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

*罰則法七六の四
(合併による医療法人の設立事務)
第六〇条 合併により医療法人を設立する場合においては、定款の作製又は寄附行為その他医療法人の設立に関する事務は、各医療法人において選任した者が共同して行わなければならない。

(権利義務の承継)
第六一条 合併後存続する医療法人又は合併によつて設立した医療法人は、合併によつて消滅した医療法人の権利義務(当該医療法人がその行う事業に関する行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む)を承継する。
(合併の効力の発生)
第六二条 合併は、合併後存続する医療法人又は合併によつて設立した医療法人が、その主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより登記をするることによつて、その効力を生ずる。
*「政令」法三九政令二九(組合等登記令)

(報告及び検査)

第六三条 都道府県知事は、医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、当該医療法人に対し、その業務若しくは会計の状況に関し報告を求め、又は当該職員に、その事務所に立ち入り、業務若しくは会計の状況を検査させることができる。

2 第二十五條第五項及び第六項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
* 身分を示す証票(規則四二の二) 罰則(法七六四の二)

(法令等の違反に対する措置)

第六四條 都道府県知事は、医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該医療法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 医療法人が前項の命令に従わないときは、都道府県知事は、当該医療法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員を解任を勧告することができる。
3 都道府県知事は、前項の規定により、業務の停止を命じ、又は役員を解任を勧告するに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。
* 役員を解任を勧告する場合の弁明の機会の付与等(法六七) 罰則(法七六五)

(特別医療法人の業務の停止)
第六四條之二 都道府県知事は、収益業務を行う特別医療法人につき、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該特別医療法人に対して、収益業務の停止を命ずることができる。
1 当該特別医療法人が定款又は寄附行為で定められた業務以外の業務を行うこと。
2 当該特別医療法人が収益業務から生じた収益を当該特別医療法人が開設する病院、診療所又は老人保健施設の経営に充てないこと。
3 収益業務の継続が、当該特別医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障があること。
* 罰則(法七六五)

(設立認可の取消)

第六五條 都道府県知事は、医療法人が、成立した後又はすべての病院、診療所及び介護老人保健施設を休止若しくは廃止した後一年以内に正当の理由がないのに病院、診療所又は介護老人保健施設を開設しないとき、又は再開しないときは、設立の認可を取り消すことができる。
第六六條 都道府県知事は、医療法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基づく都道府県知事の命令に違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができないときに限り、設立の認可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により設立の認可を取り消すに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。
[厚生労働大臣による設立認可取消処分指示]
第六六條之二 厚生労働大臣は、第六十四條第一項及び第二項、第六十四條之二、第六十五條並びに前条第一項の規定による処分を行わないことが著しく公益を害するおそれがあると認めるときは、都道府県知事に対し、これらの規定による処分を行うべきことを指示することができる。

(弁明の機会の付与等)
第六七條 都道府県知事は、第四十四條第一項、第五十五條第三項若しくは第五十七條第四項の規定による認可をしない処分をし、又は第六十四條第二項の規定により役員を解任を勧告するに当たつては、当該処分の名あて人又は当該勧告の相手方に対し、その指名した職員又はその他の者に対して弁明する機会を与えなければならない。この場合においては、都道府県知事は、当該処分の名あて人又は当該勧告の相手方に対し、あらかじめ、書面をもつて、弁明をするべき日時、場所及び当該処分又は当該勧告をするべき事由を通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた者は、代理人を出頭させて、自己に有利な証拠を提出することができる。
3 第一項の規定による弁明の聴取をした者は、聴取書を作り、これを保存するとともに、報告書を作成し、かつ、当該処分又は当該勧告をする必要があるかどうかについて都道府県知事に意見を述べなければならない。

(準用規定)

第六八條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十條から第四十四條まで、第五十條、第五十一條第一項(法人の設立のときに関する部分に限る。)及び第二項、第五十二條第二項、第五十五條から第五十七條まで、第五十九條から第六十六條まで、第六十九條、第七十條、第七十三條から第七十六條まで、第七十七條第二項(届出に関する部分に限る。)、第七十八條から第八十三條まで、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百二十五條及び第三百一十一條並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五條第二項、第三十六條から第三十七條(二)まで、第三百三十六條から第三百三十七條まで、第三百三十八條及び第三百三十八條ノ三の規定は、医療法人について準用する。この場合において、民法第四十條及び第五十六條中「裁判所ハ利害關係人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ」とあるのは「都道府県知事ハ、利害關係人ノ請求ニ因リ、又ハ職權ヲ以テ」と、同法第四十二條第一項中「法人設立ノ許可アリタル時」とあるのは「医療法人成立ノ時」と、同法第五十九條第三号、第七十七條第二項及び第八十三條中「主務官庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第六十條及び第六十一條中「理事」とあるのは「理事長」と、同法第七十四條中「破産ノ場合」とあるのは「合併及破産ノ場合」と読み替へるものとする。
* 罰則(法七六六)

(監督規定)
第六八條之二 二以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人に係るこの章の規定の適用については、第四十四條第一項、第四十五條、第四十六條の二第一項ただし書、第四十六條の三第一項ただし書及び第二項、第四十七條第一項ただし書、第五十條、第五十一條第一項、第五十五條第三項、第四十七條第一項ただし書、第五十五條第三項、第五十六條第二項及び第三項並びに第五十七條第四項の規定による認可の申請は、都道府県知事を經由して行われなければならない。この場合において、都道府県知事は、必要な調査をし、意見を付するものとする。
(政令への委任)
第六八條之三 この章に特に定めるものの外、医療法人の監督に關し必要な事項は、政令でこれを定める。
* (政令) 令五の六一〇

審議会」と、第六十三條第一項中「都道府県知事は」とあるのは「厚生労働大臣又は都道府県知事は」と、「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」とする。
2 前項の規定により読み替へて適用される第四十四條第一項、第四十六條の二第一項ただし書、第四十六條の三第一項ただし書、第四十七條第一項ただし書、第五十條第一項、第五十五條第三項、第五十六條第二項及び第三項並びに第五十七條第四項の規定による認可の申請は、都道府県知事を經由して行われなければならない。この場合において、都道府県知事は、必要な調査をし、意見を付するものとする。
(政令への委任)
第六八條之三 この章に特に定めるものの外、医療法人の監督に關し必要な事項は、政令でこれを定める。
* (政令) 令五の六一〇

◎医療法施行令

(昭和三三・一〇・二七)
政令三三・二六

(医療法人台帳等)

第五条の六 厚生労働大臣及び都道府県知事は、それ
それ医療法人台帳を備え、厚生労働大臣にあつて
は、二以上の都道府県の区域において病院、診療所
又は介護老人保健施設を開設する医療法人につい
て、都道府県知事にあつては、その他の医療法人で
当該都道府県の区域内に主たる事務所を有するもの
について、厚生労働省令で定める事項を記載しなけ
ればならない。

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に主たる
事務所を有する医療法人(二以上の都道府県の区域
において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設
する医療法人を除く)が、他の都道府県の区域内
へ主たる事務所を移転したときは、当該医療法人に
関する医療法人台帳の記載事項を、当該医療法人の
主たる事務所の新所在地の都道府県知事に通知しな
ければならない。

* 一項の「厚生労働省令」は規則三八

「台帳」の保存期間は令五の九

(登記の届出)

第五条の七 医療法人が、組合等登記令(昭和三十九
年政令第二十九号)の規定により登記したときは、
登記事項及び登記の年月日を、遡りなく、都道府県
知事に届け出なければならない。ただし、登記事項
が法第四十四条第一項、第五十条第一項、第五十五
条第三項及び第五十七条第四項の規定による都道府
県知事の認可に係る事項に該当するときは、登記の
年月日を届け出るものとする。

(役員変更の届出)

第五条の八 医療法人は、その役員に変更があつたと
きは、新たに就任した役員就任承諾書及び履歴書
を添付して、遡りなく、その旨を都道府県知事に届
け出なければならない。

(書類の保存期間)

第五条の九 都道府県知事は、医療法人台帳及び厚生
労働省令で定める書類を、当該医療法人台帳及び厚
生労働省令で定める書類に係る医療法人の解散した
日から五年間保存しなければならない。

* 「厚生労働省令」は規則三九

(統括規定)

第五条の一〇 二以上の都道府県の区域において病
院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法
人に係る前三条の規定の適用については、これらの
規定中「法第四十四条第一項、第五十条第一項、第
五十五条第二項及び第五十七条第四項」とあるのは
「法第六十八条の二第一項の規定により読み替えて
適用される法第四十四条第一項、第五十条第一項、
第五十五条第三項及び第五十七条第四項」と、「都
道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」とする。